家庭科教員養成における教科内容学と教科教育

女子栄養大学教授　仙波　圭子

１．はじめに

平成 13 年の「国立の教員養成系大学学部の在り方に関する懇談会」以来、「教科専門科目」と「教科教育」を架橋する教育研究領域として、国立大学を中心にいくつかの大学で「教科内容学」研究の取り組みが見られるようになった。平成 27 年 3 月には新しい学問領域の誕生として教科内容学会が設立され「教科内容学」の研究目的は、各教科の教科内容を学問的枠組みの下で理論的に研究し、その成果が教員養成と学校現場双方で子どもの学力育成に寄与する教科内容の在り方を明らかにするものとしている。[1)～4)]

一方一連の教員養成制度改革の流れの中でも「教科内容構成科目」の必要性が論じられ、「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申）」（平成 27 年 12 月 21 日）では、「教科に関する科目」と「教職に関する科目」の区分の撤廃について述べられ、従来の「教科に関する科目」と「教科の指導法」がより一層の連携を図っていくことが重要とされている。そして従来の「教科に関する科目」は，学校教育の教科内容等を踏まえつつ適切に実施されるべきであり、このため、「教科に関する科目」を担当する教員に対し、大学において全学的に教職課程を統括する組織等がＦＤを実施するなどして、教職課程の科目であることの意識を高めることも求められている。また、「教科に関する科目」を担当する教員と「教科の指導法」を担当する教員が講義を協働して行うといった教科と教職の連携を進めること、検討に当たっては，学校種ごとの教職課程の特性を踏まえる必要があるとしている。また、「教科に関する科目」の中に「教科の内容及び構成」等の科目を設けて、学校教育の教育内容を踏まえて授業を実施している大学もあるとしている。[5)]

教員養成制度の見直しのイメージには「教科及び教科の指導法に関する科目区分」に盛り込むべき事項として、「イ教科に関する専門的事項」、「ロ各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）（一定の単位数以上修得すること）」と示されている。詳細については、平成 29 年度内に出されるという文部科学省通知で明らかになる。[5)]

大学は、平成 24 年から大学改革実行プランに基づき大学教育の質的転換に取り組むことになり、教員と学生とが意思疎通を図りつつ、学生が相互に刺激を与えながら知的に成長する課題解決型の能動的学修を中心とした教育への転換を目指し、教育課程の体系化や授業計画（シラバス）の充実など様々なことに取り組んでいる。[6)] 本学でも教育課程全体として、育成する能力、知識技術、技能と個々の授業科目の関連性を明示するため、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーを示し、カリキュラムマップを作成している。とくに、高大接続の中で大学はアドミッションポリシーを明確化することが求められ、女子栄養大学栄養学部では筆頭に「食・栄養・健康・医療・教育の分野で活躍したい人」を挙げている。

本稿では栄養士教育を礎とした本学栄養科学専攻の家庭科教員養成課程における「教科の科目」と筆者が担当している「家庭科教育法」を振り返り、新学習指導要領の動向を含め、今求められる家庭科教育を探りつつ、「教科内容学」「家庭科内容学」を一考する。

２．一般大学における教員養成と本学の特徴ある家庭科教員養成

前述のように様々な教育改革が行われる中、教員免許制度改革については教育学部をもつ大学が視野の中心にあると感じる点が多い。しかし、免許取得者は一般大学での免許取得者が半数を超えている。また、教員採用試験受験者の内訳（平成 27 年）は、一般大学出身者が 121,155 人（69.2%）、国立教員養成大学・学部出身者が 29,323 人（16.8%）、大学院出身者が 17,032 人（9.7%）、短期大学等出身者が 7,466 人（4.3%）であり、一般大学出身者が 7 割を占めている。しかし、教員採用者内訳は、一般大学出身者が 19,672 人（61.0%）、国立教員養成大学・学部出身者が 8,640 人（26.8%）、大学院出身者が 3,169 人（9.8%）、短期大学等出身者が 763 人（2.4%）である。学歴別の採用率（採用者数を受験者数で除したものを百分率で表したもので､受験者の何%が採用されたかを示す)は、国立教員養成大学･学部出身者が 29.5%､大学院出身者が 18.6%､一般大学出身者が 16.2%､短期大学等出身者が 10.2%であり、国立教員養成大学・学部出身者が他の出身者に比べて高い率で採用されていることがわかる。[7)]

しかし高等学校教諭については私学の一般大学の出身者が多く、本学からも多くの高等学校家庭科教諭が巣立っている。平成 17 年の食育基本法制定､それを踏まえた平成 20 年、21 年の学習指導要領改定以来学校教育の「食育」の中核を担う栄養士資格をもつ家庭科教諭として、本学の栄養学部保健栄養学科栄養科学専攻本学卒業生の活躍の場が広がり、食に関する高い専門性をもつ家庭科教員養成が、本学に求められている使命とも言える。[8)]

補足になるが、家庭科教員免許一種が取得可能な大学は、国公私大学総数 108 校、うち女子大 39 校（36.1%）、私立大学に限ると 51 校、うち女子大は 37 校（72.5%）であり、家庭科の教員養成課程のある私立大学は、女子大が多い。家庭科教員の養成は、家政学分野の大学・短大が主力となって担っている。家政学の充実・発展のためや、家庭科教員の養成のためには、家政学分野の大学のより良い教育や研究が不可欠であり、今後の家庭科教員の養成がより一層充実されることが望まれる。[9)]

男女共修以降、家庭科教員免許を取得できる学部・学科に在籍する男子学生は増加傾向ではあるが､教員養成校の 7 割が女子大で占められていることが男子学生の免許取得数の増にはつながっていない。女子栄養大学栄養学部二部保健栄養学科では男子も家庭科教員免許取得ができ、男子の家庭科教諭も巣立っている（栄養士資格は取得できない）。

３．本学の教育職員免許法対応科目の構成と家庭科教員養成の特徴

本学栄養科学専攻では平成 15 年度の教職課程再課程認定以来、若干の科目の見直しがあり、現在は「表 1 中高一種免許状同時取得のイメージ（私案）」右側に示している構成となっている。学生は原則として中学校と高等学校の家庭科教員免許を同時取得しており、事実上、中等教育教員養成課程である。本稿では表 1 の新たに示された「教科及び教科の指導法に関する科目区分」に関連して、現在の「教科に関する科目」と家庭科教育法の取り組みと、今後について考えたい。表は現在の免許法のくくりをはずし、家庭科教育法を「教科に関する科目」の下に置き、表中央に中高免許同時取得に必要な単位を記載した。

家庭科教員免許の特徴として、中学校「技術・家庭」家庭分野と高等学校「共通教科　家庭」だけでなく、職業に関する「専門教科　家庭」における 20 科目（うち食に関する内容を含む科目は、生活産業基礎　課題研究　生活産業情報　消費生活　子供の発達と保育

生活と福祉　リビングデザイン　フードデザイン　食文化　調理　栄養　食品　食品衛生　公衆衛生など)の高度な学問分野の知識をもとに、より深く高校生に教えることができる。本学のような栄養士教育を礎とする大学ではこれら「専門教科　家庭」の食に関する内容を「栄養士養成課程コアカリキュラム」に基づく学士課程の専門基礎科目・専門共通科目で、多くの内容を学んでいる（教員免許取得にかかる科目ではないため表 1 には記載されない）。それらの科目を学問的枠組みの下で理論的に研究し、専門学科を置く高等学校で高校生の学力育成に寄与する内容となるよう考えることが「教科内容学」となる[1)～4)]。しかし、家庭科を構成する食物学以外の領域については、表 1 に示す科目だけで免許取得をしている状況であり、高等学校の「共通教科」、「専門教科」全ての内容を指導する力量の形成は困難であり、「教科内容学」の視点で扱うには更なる検討が必要である。

現行の教員免許法では「教科に関する科目」については、中学校一種では「家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）」、「被服学（被服製作実習を含む。）」、「食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）」、「住居学」、「保育学（実習を含む。）」の 5 分野から構成され、高校一種では、「家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。)」、「 被服学(被服製作実習を含む。)」、「 食物学(栄養学、食品学及び調理実習を含む。)」、「 住居学（製図を含む。）」、「 保育学（実習及び家庭看護を含む。）」に「 家庭電気・機械及び情報処理 」が加わって 6 分野で、中学校と共通の 5 分野についても下線部が加わっている。一種免許状の授与を受ける場合にあっては各分野の最低修得単位数は 1 単位以上と自由度が大きく、それらの合計は 20 単位と定められている。 このような規程の自由度から本学では学科の専門科目である「食物学」に多くの科目を設定し、特徴ある教員養成が行われている。「教科又は教職に関する科目」を構成する現行の授業科目の選定は、上記の科目の法令に定める単位を超えて修得した単位を充当する大学もあれば、大学独自で教職に必要な科目を開設している大学があるように授業科目の選定は大学に任され、本学のように学科の専門科目を教職科目として選定している場合が多いようである。

しかし、家庭科が取り扱う問題は極めて複雑な条件が関わりあっていることから、従来からの細分化された専門領域の学修に加え、生活を総合的に捉える視点の強化も必要との声もあり、具体的には「教科に関する科目」を構成する各専門分野の周辺領域の授業科目として、教育課題や社会課題に鑑み、例えば、健康・医療、持続可能な社会、共生社会、介護・福祉、消費者教育、生活の安全保障（危機管理）、多文化・多国籍、風土・生活文化などの学際的な視点を学修する科目等の検討も必要とされている。[9)]

家政学は、生活に係わる多くの学問分野が深く関連しており、家政学を学ぶ者は、それらを理解し生活の場の問題として捉えることが要求される。従って、家政学の教育分野を担う家庭科教育においても、広い知識が必要となる。現在の家庭科教育担当者がそれらの多くの分野を教えるためには、現行の制度では履修する科目に偏りができ、分野によって指導に困難を感じる教員がいることから、特に広い範囲の履修ができるよう、必修科目、シラバス、単位数などの検討が必要である。[9)]

４．次期学習指導要領における家庭科の教科内容と育む力

中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」平成 28 年 12 月 21 では、学校を変化する

表１　中高一種免許状（家庭）同時取得のイメージ（私案）

	中学校		高等学校		中高(一種)同時取得のイメージ
	各科目に含めることが必要な事項	単位数(一種)	各科目に含めることが必要な事項	単位数(一種)	
教科及び教科の指導法に関する科目	イ　教科に関する専門的事項 ロ　各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）（一定の単位数以上修得すること）	28	イ　教科に関する専門的事項 ロ　各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）（一定の単位数以上修得すること）	24	28
教育の基礎的理解に関する科目	イ　教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ロ　教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。） ハ　教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） ニ　幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ホ　特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解（1単位以上修得） ヘ　教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	10	イ　教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ロ　教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。） ハ　教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） ニ　幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ホ　特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解（1単位以上修得） ヘ　教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	10	10
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	イ　道徳の理論及び指導法（一種：2単位） ロ　総合的な学習の時間の指導法 ハ　特別活動の指導法 ニ　教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） ホ　生徒指導の理論及び方法 ヘ　教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 ト　進路指導（キャリア教育に関する基礎的な事項を含む。）の理論及び方法	10	イ　総合的な学習の時間の指導法 ロ　特別活動の指導法 ハ　教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） ニ　生徒指導の理論及び方法 ホ　教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 ヘ　進路指導（キャリア教育に関する基礎的な事項を含む。）の理論及び方法	8	10 （道徳含む）
教育実践に関する科目	イ　教育実習（学校インターンシップ（学校体験活動）を2単位まで含むことができる。）（5単位） ロ　教職実践演習（2単位）	7	イ　教育実習（学校インターンシップ（学校体験活動）を1単位まで含むことができる。）（3単位） ロ　教職実践演習（2単位）	5	7
大学が独自に設定する科目		4	大学が独自に設定する科目	12	4
		59		59	59

現行（本学開設授業科目）

中学校			高等学校		
本学開設授業科目	単位数		本学開設授業科目	単位数	
家庭経営学（家庭経済学を含む）	2	28	家庭経営学（家庭経済学を含む）	2	30
家族関係学	2		家族関係学	2	
衣構成学実習Ⅰ	1		衣構成学実習Ⅰ	1	
衣構成学実習Ⅱ	1		衣構成学実習Ⅱ	1	
衣材料学	2		衣材料学	2	
食品学総論	2		食品学総論	2	
食品学各論	2		食品学各論	2	
食品衛生学	2		食品衛生学	2	
実践栄養学	2		実践栄養学	2	
栄養学総論	2		栄養学総論	2	
栄養学各論	2		栄養学各論	2	
食事計画実習	1		食事計画実習	1	
調理学	2		調理学	2	
基礎調理学実習Ⅰ	1		基礎調理学実習Ⅰ	1	
住居学（製図を含む）	2		住居学（製図を含む）	2	
保育学（実習及び家庭看護を含む）	2		保育学（実習及び家庭看護を含む）	2	
			家庭電気・機械	1	
			情報処理	1	
家庭科教育法Ⅰ	2	8	家庭科教育法Ⅰ	2	8
家庭科教育法Ⅱ	2		家庭科教育法Ⅱ	2	
家庭科教育法Ⅲ	2		家庭科教育法Ⅲ	2	選択
家庭科教育法Ⅳ	2		家庭科教育法Ⅳ	2	選択
教職論	2	8	教職論	2	8
教育原理	2		教育原理	2	
発達と学習の心理学	2		発達と学習の心理学	2	
学校の制度（教育課程を含む）	2		学校の制度（教育課程を含む）	2	
道徳教育研究	2	10	道徳教育研究	2	（選択）
特別活動研究	1		特別活動研究	1	
教育方法及び技術	2		教育方法及び技術	2	10
生徒指導論	2		生徒指導論	2	
教育相談	2		教育相談	2	
進路指導論	1		進路指導論	1	
教育実習指導	1	7	教育実習指導	1	7
教育実習Ⅰ	2		教育実習Ⅰ	2	
教育実習Ⅱ	2		教育実習Ⅱ	2	選択
教職実践演習（中・高）	2		教職実践演習（中・高）	2	
	61			63	

28

社会の中に位置付け、学校教育の中核となる教育課程について、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしながら、社会との連携・協働によりその実現を図っていくという「社会に開かれた教育課程」を目指すべき理念として位置付けることとしている。教科教育にかかわることでは改善すべき以下 6 項目を挙げられ､枠組みを考えていく必要があると述べている。

①「何ができるようになるか」（育成を目指す資質・能力）
②「何を学ぶか」（教科等を学ぶ意義と、教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成）
③「どのように学ぶか」（各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実）
④「子供一人一人の発達をどのように支援するか」（子供の発達を踏まえた指導）
⑤「何が身に付いたか」（学習評価の充実）
⑥「実施するために何が必要か」(学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策)

また、今後の社会を担う子供たちには、グローバル化、少子高齢化、持続可能な社会の構築等の現代的な諸課題を適切に解決できる能力が求められることから、家庭科、技術・家庭科においては、学校種ごとに教育内容の見直しを図り、家族・家庭生活、乳幼児、高齢者、食育、日本の生活文化、金銭管理、消費生活や環境に配慮したライフスタイル、生涯の生活設計等に関する内容や学習活動を充実するとある。高等学校は、現行の「家庭基礎」（2単位）、「家庭総合」（4単位）及び「生活デザイン」（4単位）の3科目から、各科目の履修状況を踏まえて、内容を再構成し「家庭基礎」、「家庭総合」の2科目からの選択必履修とし、自立した生活者として必要な生活の科学的な理解や生活課題を解決する力等の育成を充実すると示されている。「家庭基礎」では、高等学校の卒業段階において、自立した生活者として必要な実践力を育成することを重視した基礎的な内容構成とする。「家庭総合」では、従前の「家庭総合」や「生活デザイン」の内容を引き継ぎ、生涯を見通したライフステージごとの生活を科学的に理解させるとともに、主体的に生活を設計することや、生活文化の継承・創造等、生活の価値や質を高め豊かな生活を創造することを重視した内容構成とするとある。[10)]

今回各教科で育む力が明示されているが、家庭科で育む力として**「健康･安全」、「持続可能性」、「伝統」、「共生」、「自立」**の項目が上げられている。そして、実践的・体験的な学習活動を通して、家族・家庭、衣食住、消費や環境等についての科学的な理解を図り、それらに係る技能を身に付けるとともに、生活の中から問題を見いだして課題を設定しそれを解決する力や、よりよい生活の実現に向けて、生活を工夫し創造しようとする態度等を育成することを基本的な考え方としている。[10)]

職業に関する各教科・科目については、科学技術の進展、グローバル化、産業構造の変化等に伴い、必要とされる専門的な知識・技術も変化するとともに高度化しているため、これらへの対応が課題となっている。「専門科目　家庭」については少子高齢化、食育の推進や専門性の高い調理師養成、価値観やライフスタイルの多様化、複雑化する消費生活等への対応などを踏まえ、生活産業を通して、地域や社会の生活の質の向上を担う職業人を育成するため、次のような改善・充実を図るとされている。本学の専門性をいかした家庭科教員養成で着目すべき点である。

・調理師法施行令、調理師法施行規則の改正（平成 27 年 4 月 1 日施行）に伴う科目の再編成
・食育の推進等、食に関する学習の充実
・子供の発達や地域の子育て支援に関する学習の充実
・高齢期の衣食住生活の質の向上を図る学習の充実
・複雑化する経済社会や消費生活の理解に関する学習の充実
・生活文化の伝承・創造に関する学習の充実
・職業人としてのマネジメント能力の育成に関する学習の充実 [10)]

高等学校家庭科教員養成においては、時代の要請にも叶う食に強い家庭科教員養成を継続発展するために、共通教科だけではなく、職業に関する科目編成とその内容に着目し、「教科内容学」の視点で検討していくことが求められる。

５．今後に向けて

今後は、新たな制度における「教科及び教科の指導法に関する科目区分」の内容である「家庭科に関する専門的事項」と「家庭科の指導法」について、本学では「食物学」の領域については、栄養士養成に求められる内容と十分すりあわせて「教科内容学」の視点で科目とその扱いを検討すること、「食物学」以外では、従前の領域区分では現代の家庭科教育に対して不十分であった科目等を同じく「教科内容学」の視点で構築していく必要があると考える。

右の表は平成 28 年度 3 年後期開講科目「家庭科教育法Ⅳ」で、学生が食物学の領域について自らが関心のあるテーマで教材研究をし、学習指導案を作成し一部模擬授業をした内容である（高校はすべて「家庭総合」）。この中で、1、9、14 については調理学の専門教員、15、18 については家庭経営学･環境教育の専門教員の指導のもとに教材研究して模擬授業を実施し、教科の内容をどのように教育実践にいかすかを実践的に学んでいる。すなわち「教科内容学」の視点で扱っている一例である。他の項目についても、学内の栄養士養成コアカリキュラムの各分野の専門家と連携してまず食物学の領域を高等学校専門学科に対応できるよう検討し、今後はこの扱いを広げ、「食物

No	学校種	テーマ
1	高校	調理の基本
2	高校	五大栄養素
3	高校	食品に含まれる栄養素
4	高校	何をどれだけ食べればよい？
5	高校	現在の日本の食生活と課題
6	中学	食生活を考えよう
7	中学	栄養素の種類とはたらき
8	高校	私たちが食べているもの
9	中学	調理実習（主菜・鶏肉）
10	高校	食品の選択と保存
11	中学	献立作成
12	中学	地域の食材を見つめよう
13	中学	献立作成
14	高校	調理実習（主食・米）
15	中学	食品の選択と購入
16	高校	食文化（日本の食生活）
17	高校	食品の安全
18	高校	環境に配慮した食生活
19	高校	食文化（世界に広がる日本食）
20	高校	ライフステージと食事

学」以外の従前の領域区分と、現代的課題として新たに家庭科に必要とされる内容等についても検討し、現在の狭義の家庭科教育法とそれを包括する広義の家庭科教育法を研究する必要がある。

６．おわりに

教員養成制度が変わろうとする中で、栄養士教育を礎にする家庭科教員養成において「教科及び教科の指導法に関する科目区分」の「イ教科に関する専門的事項」、「ロ各教科の指導法」を今後どう捉えるのか、一般大学に求められる特徴ある家庭科教員養成、専門学科の学習内容に対応できる大学における学びのあり方を新しい指導要領と合わせて考えてみた。今後は、専門学科における高度な内容の指導も求められる家庭科免許の特性の理解をはかり、中学校高等学校普通科と専門学科における「家庭科内容学」について、学校種の段階に応じた内容構成を検討することが喫緊の課題であることがわかった。また専門に特化することで家庭科の総合性と実践性を見失わないようにすることは教科教育の役割である。高い専門性やコミュニケーション能力はもとより、周囲の力を引き寄せる力、マネジメントする能力も必要となることも念頭におく必要がある。平成 28 年度の教職実践演習履修成果報告会（栄養学部二部）の学生が、家庭科は「人間力」を育てる科目であり、それを指導する教師に必要なのも「人間力」としてまとめていたことはこれにつながる内容である。

＜引用文献＞

1）日本教科内容学会誌　第 1 巻第 1 号　平成 27 年
2）平成 22-23 年　文部科学省先導的大学改革推進委託事業研究成果報告書「教科専門と教科教育を架橋する教育研究領域に関する調査研究」「教科専門と教科教育を架橋する教育研究領域の更生案」「家庭科内容学」構成案　p.291-304　平成 23 年 9 月
3）「教科専門と教職専門をつなぐ新教科教育学の構想」　安彦忠彦　日下部龍太　神奈川大学心理・教育研究論集　第 35 号　p.5-11　平成 26 年 3 月 20 日
4）「「教科内容学」研究の成果と課題―教員養成カリキュラムにおける教科専門の授業の在り方を中心に―」新井知生　島根大学教育学部紀要（教育科学）第 49 巻　27 頁～36 頁　平成 27 年 12 月
5）中央教育審議会「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について~学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて~（答申）」平成 27 年 12 月 21 日
6）文部科学省「大学改革実行プラン~社会の変革のエンジンとなる大学づくり~」平成 24 年 6 月
7）文部科学省　平成 27 年度公立学校教員採用選考試験の実施状況について
8）中央教育審議会「学士課程教育の構築に向けて（答申）」平成 20 年 12 月
9）日本学術会議健康・生活科学委員会家政分科会記録「家庭科及び家庭科教員養成に関する調査－これからのくらしに家政学が果たすべき役割を考えるために－」平成 26 年 8 月 1 日
10）中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」平成 28 年 12 月 21 日

（本学　家庭科教育学研究室）